

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月15日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第4号**

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3号様式</b>(第3条関係) (略) 付表1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」の欄(②7欄を除く。)又は「収入割」の欄(③7欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。 2～5 (略) 付表2 (略)</p>	<p><b>第3号様式</b>(第3条関係) (略) 付表1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」の欄(②6欄を除く。)又は「収入割」の欄(③6欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。 2～5 (略) 付表2 (略)</p>

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成12年新潟県規則第136号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3号様式</b>(第3条関係) (略) 付表1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(②7欄を除く。)又は「収入割」欄(③7欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。 2～5 (略) 付表2 (略)</p>	<p><b>第3号様式</b>(第3条関係) (略) 付表1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(②6欄を除く。)又は「収入割」欄(③6欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。 2～5 (略) 付表2 (略)</p>

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成15年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

<p><b>第4号様式</b>（第7条関係）</p> <p>（略）</p> <p>付表</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 （略）</p> <p>2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②7欄を除く。）又は「収入割」欄（③7欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p><b>第4号様式</b>（第7条関係）</p> <p>（略）</p> <p>付表</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 （略）</p> <p>2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②6欄を除く。）又は「収入割」欄（③6欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

（新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正

**第4条** 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1号様式</b>（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p>付表</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 （略）</p> <p>2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②7欄を除く。）又は「収入割」欄（③7欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p><b>第1号様式</b>（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p>付表</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 （略）</p> <p>2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②6欄を除く。）又は「収入割」欄（③6欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>3～5 （略）</p>

（新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則を廃止する規則による廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則の一部改正）

**第5条** 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則を廃止する規則（平成21年新潟県規則第74号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則（昭和48年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3号様式</b>（第3条関係）</p> <p>（略）</p> <p>付表1</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②7欄を除く。）又は「収入割」欄（③7欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」</p>	<p><b>第3号様式</b>（第3条関係）</p> <p>（略）</p> <p>付表1</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②6欄を除く。）又は「収入割」欄（③6欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」</p>

を移記すること。 2～5 (略) 付表2 (略)	を移記すること。 2～5 (略) 付表2 (略)
--------------------------------	--------------------------------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。